

平成29年4月1日
(令和7年一部改正)

愛川町発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について

1. 背 景

本町では、公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人は、工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けていますが、町内建設業者の受注機会拡大を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和します。

2. 兼任可能対象工事

次の条件を全て満たす場合、1人2工事までの兼任を認めます。

- ① 本町発注工事を受注した場合。
- ② 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合、連絡員が滞在（常駐）し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本町との連絡に支障をきたさないこと。
- ③ 現に現場代理人を兼任していないこと。
- ④ 災害復旧工事等の緊急工事などで「現場説明書」や「仕様書」に兼任を認めない旨の表記がなされていないこと。
- ⑤ 受注者は本町内に本店を有する者であること。
- ⑥ 兼任できる工事は、2工事とも契約金額4,500万円未満であること。

3. 兼任配置の届出手続き

兼任配置をしようとするときは、新たに契約を締結するときに「現場代理人届」に併せて「現場代理人兼任配置届」（別紙様式）を管財契約課へ2部提出し受理されたものが兼任対象となります。

4. 留意事項

- (1) 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等
が起きることがないように、兼任配置とした2工事の現場における安全管理
に、より一層配慮してください。
- (2) 受注者は、兼任配置とした2工事において、工期内の履行を徹底してくだ
さい。
- (3) 2工事兼任の現場代理人は作業期間中、移動中を除き、2工事の現場を同
時に不在とすることはできません。また、現場代理人が作業期間中にやむを
得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が必ず滞在（常駐）してください。
- (4) 本取り扱いにおいて兼任配置とした2工事が、その後の設計変更（増額変
更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを
適用します。
- (5) 兼任配置とした2工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、
町は兼任配置の解除をします。

5. 担当課執行の工事における常駐義務緩和措置

予定価格 200 万円以下の担当課執行の愛川町発注工事については、現場代
理人の兼任件数に制限を設けません。

現場代理人兼任配置届出書（新規・変更）

年 月 日

愛川町長 殿

所在地
商号又は名称
代表者名

愛川町発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置により、次の2つの工事案件について、現場代理人の兼任配置を希望しますので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

現場代理人氏名			連絡先	(携帯電話等)
契約番号				
工事名				
契約金額				
工期		年 月 日から 年 月 日まで		
連絡員	事業者名			元請 ・ 下請
	氏名		連絡先	(携帯電話等)
工事主管課				
契約番号				
工事名				
契約金額				
工期		年 月 日から 年 月 日まで		
連絡員	事業者名			元請 ・ 下請
	氏名		連絡先	(携帯電話等)
工事主管課				